

# 長岡市の給与・定員管理等について

## 1 総括

### (1) 人件費の状況（普通会計決算）

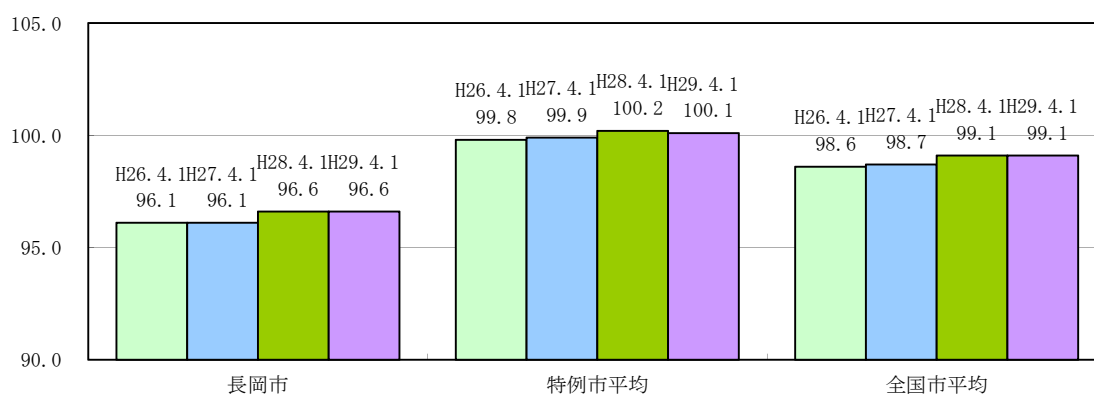
区分	住民基本台帳人口 (29年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 27年度の人件費率
28年度	人 274,977	千円 129,566,123	千円 1,469,854	千円 19,716,883	% 15.2	% 15.4

### (2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給与費				計 B	(参考) 一人当たり給与費 B/A	(参考) 特例市平均 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当			千円	千円
28年度	人 2,269	千円 8,155,772	千円 1,758,357	千円 3,117,151		千円 13,031,280	千円 5,743	千円 6,425

(注) 1 職員手当には退職手当を含みません。  
2 職員数は、28年4月1日現在の人数です。  
3 給与費については、再任用短時間勤務職員の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいません。

### (3) ラスパイレス指数の状況



(注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数です。  
2 特例市平均とは、特例市のラスパイレス指数を単純平均したものです。

※ 29年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

### (4) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされています。

#### ①給料表の見直し

[ **実施** 未実施 ]

#### 実施内容

(給料表の改定実施時期) 平成27年4月1日  
(内容) 一般行政職給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均1.0%引下げ。若年層については、据置き。高齢層については最大3.4%引下げ。激変緩和のため、3年間（平成30年3月31日まで）の経過措置（現給保障）を実施。他の給料表については、一般行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施。

②地域手当の見直し

実施内容（国基準における場合の支給割合及び長岡市の支給割合）

（支給割合）国基準に対し、長岡市においても同様の支給割合で支給。

（実施時期）平成27年4月1日より実施。段階的に支給割合を上げることとし、平成27年度は勤務地が新潟市の場合1%、東京都特別区の場合18%。給与改定後は平成27年4月に遡り勤務地が新潟市の場合2%、東京都特別区の場合18.5%。平成28年度からは勤務地が新潟市の場合3%、東京都特別区の場合20%

区分	勤務地	平成26年度の 支給割合	平成27年度の実給割合		平成28年度の 支給割合	平成29年度の 支給割合
			4月1日時点	遡及改定後		
国基準による支給割合	長岡市	0%	0%	0%	0%	0%
	新潟市	0%	1%	2%	3%	3%
	東京都特別区	18%	18%	18.5%	20%	20%
長岡市の支給割合	長岡市	0%	0%	0%	0%	0%
	新潟市	0%	1%	2%	3%	3%
	東京都特別区	0%	18%	18.5%	20%	20%

③その他の見直し内容

管理職員特別勤務手当及び単身赴任手当について、国と同様に見直しを実施。（平成27年4月1日実施）  
単身赴任手当について、国と同様に見直しを実施。（平成28年4月1日実施）

## 2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

### (1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（29年4月1日現在）

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
長岡市	42.2歳	312,919円	381,758円	338,536円
新潟県	43.7歳	336,244円	412,968円	368,680円
国	43.6歳	330,531円		410,719円
特例市	41.7歳	318,250円	410,164円	369,134円

②技能労務職

区分	公務員					民間			参考 A/B
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国比較ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	
長岡市	52.8歳	222人	309,164円	329,303円	322,681円	-	-	-	-
うち 用務員	52.5歳	71人	304,404円	330,391円	322,352円	用務員	55.1歳	207,300円	1.59
うち 清掃職員	52.5歳	12人	327,455円	357,086円	352,219円	廃棄物処理業	45.7歳	293,000円	1.22
うち 学校給食員	51.9歳	48人	314,820円	327,040円	324,766円	調理士	42.1歳	238,500円	1.37
うち 自動車運転手	56.5歳	6人	285,993円	338,868円	295,757円	自家用乗用 自動車運転者	58.4歳	197,800円	1.71
新潟県	53.3歳	453人	350,582円	390,767円	373,968円	-	-	-	-
国	50.6歳	2,722人	286,833円		328,360円	-	-	-	-
特例市	49.3歳	150人	328,401円	387,299円	368,095円	-	-	-	-

区分	参 考		
	年収ベース（試算値）の比較		
	公務員 (C)	民間 (D)	C/D
長岡市	-	-	-
うち 用務員	5,386,792円	2,818,600円	1.91
うち 清掃職員	5,704,132円	4,023,000円	1.42
うち 学校給食員	5,365,880円	3,219,800円	1.67
うち 自動車運転手	5,399,216円	2,422,100円	2.23

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用しています（平成26年～平成28年の3ヶ年平均）。  
※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではありません。  
※年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値です。

③公安職（消防士）

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
長岡市	40.7歳	316,865円	398,980円	342,625円
特例市	38.9歳	309,574円	405,347円	362,458円

④福祉職（保育士）

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
長岡市	35.7歳	248,037円	282,088円	257,963円
国	42.6歳	332,102円		385,159円
特例市	38.1歳	284,089円	336,261円	314,307円

(注) 1 「平均給料月額」とは、29年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均です。  
 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。  
 また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出しています。

(2) 職員の初任給の状況（29年4月1日現在）

区 分		長 岡 市	新 潟 県	国
一般行政職	大学卒	178,200円	184,800円	総合職 182,700円 一般職 178,200円
	高校卒	146,100円	150,500円	146,100円
	技能労務職	143,500円	148,200円	143,500円
福祉職（保育士）	短大卒	158,800円	—	—
公安職（消防士）	大学卒	197,000円	—	—

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（29年4月1日現在）

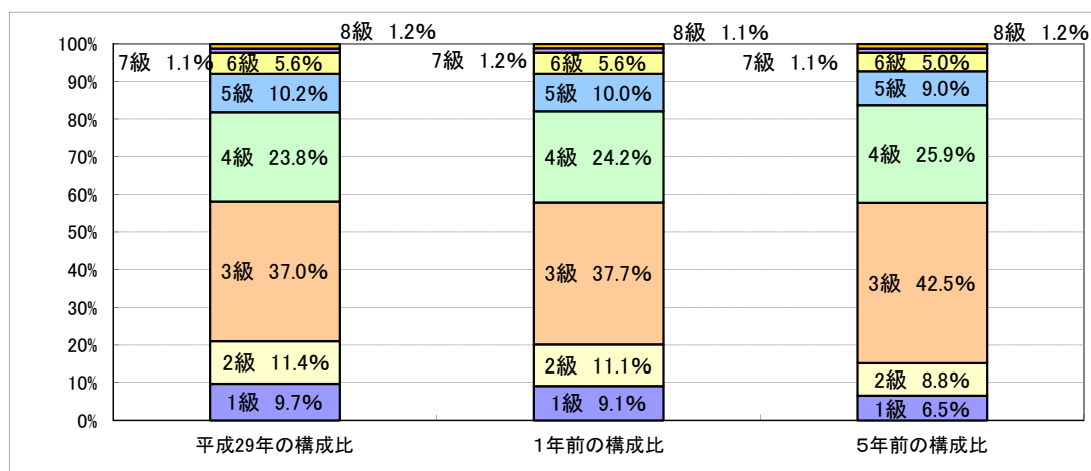
区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	267,650円	342,472円	380,454円	398,255円
	高校卒	224,500円	303,700円	332,958円	366,938円
技能労務職	高校卒	—	—	—	—
	中学卒	—	—	281,200円	309,660円
福祉職（保育士）	短大卒	225,285円	274,275円	295,400円	—
公安職（消防士）	大学卒	277,643円	—	—	—
	高校卒	252,575円	333,381円	358,267円	384,213円

### 3 一般行政職の級別職員数等の状況

#### (1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況(29年4月1日現在)

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1級	主事・技師	133人	9.7%	141,600円	246,600円
2級	主事・技師	156人	11.4%	191,700円	303,400円
3級	主査・主任	507人	37.0%	227,900円	349,200円
4級	係長	326人	23.8%	261,100円	380,200円
5級	本庁課長補佐・支所課長	140人	10.2%	287,100円	392,200円
6級	本庁課長	76人	5.6%	317,700円	409,400円
7級	部長・支所長・部次長	15人	1.1%	361,800円	444,100円
8級	理事・部長	17人	1.2%	407,300円	467,800円

(注) 1 長岡市職員の給与に関する条例に基づく給料表の級区分による職員数です。  
2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。



#### (2) 昇給への人事評価の活用状況(長岡市)

平成29年4月2日から平成30年4月1日 までにおける運用	管理職員		一般職員	
	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
イ. 人事評価を活用している	○	○	○	○
活用している昇給区分				
上位、標準、下位の区分	○	○	○	○
上位、標準の区分				
標準、下位の区分				
標準の区分のみ(一律)	△	△	△	△
ロ. 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

#### 4 職員の手当の状況

##### (1) 期末手当・勤勉手当

長岡市		新潟県		国	
1人当たり平均支給額(28年度) 1,362千円		1人当たり平均支給額(28年度) 1,644千円		-	
(28年度支給割合) 期末手当 2.60月分 (1.45月分)	勤勉手当 1.70月分 (0.80月分)	(28年度支給割合) 期末手当 2.60月分 (1.45月分)	勤勉手当 1.70月分 (0.80月分)	(28年度支給割合) 期末手当 2.60月分 (1.45月分)	勤勉手当 1.70月分 (0.80月分)
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20% ・管理職加算 なし		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20% ・管理職加算 15~25%		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20% ・管理職加算 10~25%	

(注) ( )内は、再任用職員に係る支給割合です。

##### ○ 勤勉手当への人事評価の活用状況(一般行政職) (長岡市)

平成29年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している	○		○	
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率	○	○	○	○
上位、標準の成績率				
標準、下位の成績率				
標準の区分成績率(一律)				
ロ. 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

##### (2) 退職手当(29年4月1日現在)

長岡市			国		
(支給率)	自己都合	勲奨・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	20.445月分	25.55625月分	勤続20年	20.445月分	25.55625月分
勤続25年	29.145月分	34.5825月分	勤続25年	29.145月分	34.5825月分
勤続35年	41.325月分	49.59月分	勤続35年	41.325月分	49.59月分
最高限度額	49.59月分	49.59月分	最高限度額	49.59月分	49.59月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%~20%加算)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%~45%加算)	
1人当たり平均支給額	4,886千円	20,616千円			

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、28年度に退職した職員に支給された平均額です。

##### (3) 地域手当(29年4月1日現在)

支給実績(28年度決算)			2,196千円
支給職員1人当たり平均支給年額(28年度決算)			366,056円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
長岡市	0%	0人	0%
新潟市	3%	3人	3%
東京都特別区	20%	3人	20%
地域手当補正後のラスバイレス指数 (ラスバイレス指数)			96.6 (96.6)

(注) 地域手当補正後のラスバイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスバイレス指数。

(補正前のラスバイレス指数 × (1 + 当該団体の地域手当支給率) / (1 + 国の指定基準に基づく地域手当支給率) により算出)

(4) 特殊勤務手当 (29年 4月 1日現在)

支給実績 (28年度決算)		16,621千円		
支給職員 1人当たり平均支給年額 (28年度決算)		51,941円		
職員全体に占める手当支給職員の割合 (28年度)		13.5%		
手当の種類 (手当数)		7種類		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (28年度決算)	左記職員に對 する支給単価
行旅死亡人取扱手当	福祉担当職員	行旅死亡人の取扱作業に従事したとき	0千円	1,000円/回
災害現場手当	災害現場で作業する職員	異常な自然現象により重大な災害が発生し、若しくは発生の恐れがある場合、その現場において行う巡回作業若しくは応急作業に従事したとき	0千円	300円/日
機動隊員除雪作業手当	道路管理課 (除雪機動隊員)	除雪機動隊員が午後5時から翌日の午前6時までの間に道路において行う除雪車による除雪作業及びこれに伴う排雪作業に従事したとき	0千円	300円/回
災害活動手当	消防職員	異常な自然現象若しくは大規模な事故により重大な災害が発生した箇所又はその周辺において行う消火、救出、救助、災害防衛等の作業等に従事したとき	204千円	210～ 620円/回
特殊救急活動手当	消防職員	①救急の措置を必要とする者を医療機関等へ搬送する作業のうち、感染症に罹患した患者若しくは擬似症患者の救急措置に関する作業または市長が別に定める重傷病を負った患者の救急措置に関する作業に従事したとき ②救急の措置を必要とする者を医療機関等へ搬送する作業のうち、当該搬送に際して行う救急救命士による特定の救急救命処置に関する作業に従事したとき	1,716千円	①240円/回 ②510円/回
夜間消防手当	消防職員	消防職員が正規の勤務時間による勤務の一部が深夜(午後10時から翌日午前5時まで)に行われる消防作業に従事したとき	14,699千円	350円/回 460円/回
防疫等作業手当	作業に従事した職員	家畜伝染病(口蹄疫、高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに限る。)のまん延を防止するために行う家畜のときつ、家畜の死体の焼却若しくは埋却又は畜舎等の消毒の作業に従事したとき	2千円	380円/日 760円/日

(5) 時間外勤務手当

支給実績 (28年度決算)	846,736千円
職員 1人当たり平均支給年額 (28年度決算)	386千円
支給実績 (27年度決算)	850,215千円
職員 1人当たり平均支給年額 (27年度決算)	380千円

(注) 職員 1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績 (〇年度決算)」と同じ年度の 4月 1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含みます。

(6) その他の手当 (29年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (28年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (28年度決算)																								
扶養手当	<ul style="list-style-type: none"> <li>扶養親族のある職員</li> <li>配偶者 月額13,000円</li> <li>配偶者以外の扶養親族 月額6,500円 (配偶者がいない場合は そのうち1人は月額11,000円)</li> <li>満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子1人につき月額5,000円加算</li> </ul>	異なる	<ul style="list-style-type: none"> <li>配偶者 月額10,000円</li> <li>子(満22歳の年度末まで) 月額 8,000円</li> <li>満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子1人につき月額5,000円加算</li> <li>上記以外の扶養親族 月額 6,500円</li> <li>(配偶者がいない場合で子を支養する場合1人は月額10,000円)</li> <li>(配偶者・子がいない場合で父母等を支養する場合1人は月額9,000円)</li> </ul>	235,281千円	211,583円																								
住居手当	<ul style="list-style-type: none"> <li>借家や借間に住住し月額12,000円を超える家賃を支払っている職員</li> <li>負担している家賃額に応じて月額27,000円を超えない範囲内で支給</li> </ul>	同じ		109,866千円	268,622円																								
通勤手当	<ul style="list-style-type: none"> <li>電車・バス等(公共交通機関)利用する職員に対し、負担している運賃の額に応じて月額55,000円を超えない範囲内で支給</li> <li>自動車等(交通用具)を使用する職員に対し、使用距離に応じて月額31,600円を超えない範囲内で支給</li> </ul>	同じ		148,428千円	76,866円																								
給料の特別調整額 (管理職手当)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>主な役職</th> <th>支給額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>理事</td> <td>116,900円</td> </tr> <tr> <td>部長</td> <td>94,000円</td> </tr> <tr> <td>支所長</td> <td>79,500円</td> </tr> <tr> <td>本庁課長</td> <td>62,300円</td> </tr> <tr> <td>支所課長</td> <td>39,600円</td> </tr> </tbody> </table>	主な役職	支給額	理事	116,900円	部長	94,000円	支所長	79,500円	本庁課長	62,300円	支所課長	39,600円	異なる	<table border="1"> <thead> <tr> <th>主な官職</th> <th>支給額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>本省課長</td> <td>130,300円</td> </tr> <tr> <td>管区機関部長</td> <td>94,000円</td> </tr> <tr> <td>本省室長</td> <td>88,500円</td> </tr> <tr> <td>管区機関課長</td> <td>62,300円</td> </tr> <tr> <td>府県単位機関課長</td> <td>59,500円</td> </tr> </tbody> </table>	主な官職	支給額	本省課長	130,300円	管区機関部長	94,000円	本省室長	88,500円	管区機関課長	62,300円	府県単位機関課長	59,500円	114,821千円	745,588円
主な役職	支給額																												
理事	116,900円																												
部長	94,000円																												
支所長	79,500円																												
本庁課長	62,300円																												
支所課長	39,600円																												
主な官職	支給額																												
本省課長	130,300円																												
管区機関部長	94,000円																												
本省室長	88,500円																												
管区機関課長	62,300円																												
府県単位機関課長	59,500円																												
初任給調整手当	<ul style="list-style-type: none"> <li>欠員の補充が困難な医師等</li> <li>月額538,200円を超えない範囲内で支給</li> </ul>	異なる	国は、月額413,800円を超えない範囲内で支給	8,772千円	4,386,000円																								
単身赴任手当	<ul style="list-style-type: none"> <li>異動に伴い転居し、配偶者と別居して単身で生活する職員</li> <li>赴任地までの距離に応じて額30,000~100,000円支給</li> </ul>	同じ		0千円	0円																								
特勤手当	<ul style="list-style-type: none"> <li>生活の著しく不便な地に所在する勤務所に勤務する職員</li> <li>月額401,000円を超えない範囲内で支給</li> </ul>	異なる	国は、俸給及び扶養手当の合計額の100分の25を超えない範囲内で支給	9,108千円	3,036,000円																								
休日勤務手当	<ul style="list-style-type: none"> <li>祝日法による休日等に勤務した職員</li> <li>勤務1時間当たりの支給額×1.35×勤務時間数</li> </ul>	同じ		140,801千円	136,966円																								
夜間勤務手当	<ul style="list-style-type: none"> <li>正規の勤務時間として深夜に勤務した職員</li> <li>勤務1時間当たりの支給額×0.25×勤務時間数</li> </ul>	同じ		31,655千円	86,018円																								
宿日直手当	<ul style="list-style-type: none"> <li>宿日直勤務を行った職員</li> <li>勤務1回につき4,200円(5時間未満の場合2,100円)支給</li> </ul>	同じ		903千円	300,900円																								
管理職員 特別勤務手当	<ul style="list-style-type: none"> <li>管理監督の地位にある職員が臨時又は緊急の必要等により次の勤務をした場合に支給</li> <li>週休日又は休日等に勤務した場合、給料の特別調整額の区分に応じて1回につき5,000~12,000円支給</li> <li>週休日又は休日等以外の日の午前0時から午前5時までの間であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合、給料の特別調整額の区分に応じて1回につき2,500~6,000円支給</li> </ul>	異なる	<ul style="list-style-type: none"> <li>週休日又は休日等に勤務した場合、俸給の特別調整額の区分に応じて1回につき6,000~18,000円支給</li> <li>週休日又は休日等以外の日の午前0時から午前5時までの間であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合、俸給の特別調整額の区分に応じて1回につき3,000~6,000円支給</li> </ul>	1,244千円	54,065円																								
寒冷地手当	<ul style="list-style-type: none"> <li>毎年11月から翌年3月までにおいて長岡市に在勤する職員</li> <li>世帯等の区分に応じて月額7,360~17,800円支給</li> </ul>	同じ		142,020千円	62,262円																								

## 5 特別職の報酬等の状況（29年4月1日現在）

区 分		給 料 月 額 等		
		(参考) 特例市における最高/最低額		
給 料	市 長	1,016,000円	1,099,000円	502,500円
	副市長	825,000円	923,000円	656,300円
	教育長	694,000円	-	-
	地域政策監	598,000円	-	-
	危機管理監	598,000円	-	-
	常勤の監査委員	552,000円	-	-
	報 酬	議 長	624,000円	758,000円
	副議長	563,000円	708,000円	466,000円
	議 員	526,000円	664,000円	439,000円
期 末 手 当	市 長 副市長 教育長 地域政策監 危機管理監 常勤の監査委員	(28年度支給割合)	3.25月分	役職加算20%あり
	議 長 副議長 議 員	(28年度支給割合)	3.25月分	役職加算20%あり
退 職 手 当		(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)
	市 長	1,016,000円×在職月数×0.7	34,137,600円	任期毎
	副市長	825,000円×在職月数×0.4	15,840,000円	任期毎
	教育長	694,000円×在職月数×0.2	4,996,800円	任期毎
	地域政策監	598,000円×在職月数×0.2	4,305,600円	任期毎
	危機管理監	598,000円×在職月数×0.2	4,305,600円	任期毎
	常勤の監査委員	552,000円×在職月数×0.18	4,769,280円	任期毎
寒 冷 地 手 当	市 長 副市長 教育長 地域政策監 危機管理監 常勤の監査委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・毎年11月から翌年3月までにおいて長岡市に在勤する職員</li> <li>・世帯等の区分に応じて月額7,360～17,800円支給</li> </ul>		

(注) 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期（4年＝48月（教育長、地域政策監及び危機管理監は3年＝36月）勤めた場合における退職手当の見込額です。

## 6 職員数の状況

### (1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

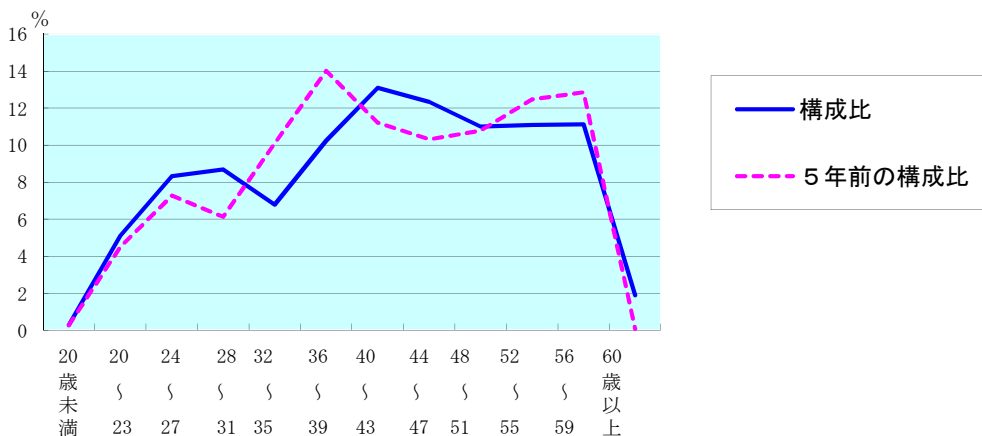
(各年4月1日現在)

部 門	区 分	職 員 数		対前年 増減数	主な増減理由	
		平成28年	平成29年			
普 通 会 計 部 門	一 般 行 政 部 門	議 会	15	15	0	
		総 務	537	536	▲ 1	業務の体制の見直し
		税 務	93	92	▲ 1	業務の体制の見直し
		民 生	485	487	2	業務の体制強化
		衛 生	171	168	▲ 3	業務の体制の見直し
		労 働	3	4	1	業務の体制強化
		農林水産	88	83	▲ 5	業務の体制の見直し
		商 工	74	74	0	
	土 木	215	215	0		
	計	1,681	1,674	▲ 7	<参考> 人口1万人当たり職員数60.88人	
	教育部門	262	261	▲ 1	業務の体制の見直し	
	消防部門	326	328	2	業務の体制強化	
	小 計	2,269	2,263	▲ 6	<参考> 人口1万人当たり職員数82.30人	
公 営 企 業 等	会 計 部 門	病 院	5	5	0	
		水 道	120	120	0	
		下水道	41	41	0	
		その他	58	59	1	業務の体制強化
	小 計	224	225	1		
合 計		2,493 [2,809]	2,488 [2,809]	▲ 5 [0]	<参考> 人口1万人当たり職員数90.48人	

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数です。  
2 [ ]内は、条例定数の合計です。



(2) 年齢別職員構成の状況 (29年4月1日現在)



区分	20歳未満	20歳 23歳	24歳 27歳	28歳 31歳	32歳 35歳	36歳 39歳	40歳 43歳	44歳 47歳	48歳 51歳	52歳 55歳	56歳 59歳	60歳以上	計
職員数	7人	127人	207人	216人	169人	255人	326人	307人	274人	276人	277人	47人	2,488人

(3) 職員数の推移

(単位：人・%)

部門別	24年	25年	26年	27年	28年	29年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	1,724	1,691	1,673	1,690	1,681	1,674	▲50 (▲2.9%)
教育	298	286	284	270	262	261	▲37 (▲12.4%)
消防	325	327	327	326	326	328	3 (0.9%)
普通会計計	2,347	2,304	2,284	2,286	2,269	2,263	▲84 (▲3.6%)
公営企業等会計計	250	249	233	227	224	225	▲25 (▲10.0%)
総合計	2,597	2,553	2,517	2,513	2,493	2,488	▲109 (▲4.2%)

(注) 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数です。

7 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 27年度の総費用に占める 職員給与費比率
28年度	千円 5,111,066	千円 849,763	千円 767,462	% 15.0	% 16.4

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費97,501千円を含みません。

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
28年度	人 113	千円 430,925	千円 76,544	千円 166,356	千円 673,825	千円 5,963

(参考) 市町村平均 (政令指定都市を除く) 一人当たり給与費
千円 6,167

(注) 1 職員手当には退職給与金を含みません。  
2 職員数は、29年3月31日現在の人数です。

イ 特記事項

なし

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（29年4月1日現在）

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
長岡市（水道事業）	45.0歳	330,498円	499,328円
市町村平均 （政令指定都市を除く）	44.4歳	343,701円	513,093円

（注）平均月収額には、期末・勤勉手当等を含みます。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

長岡市（水道事業）		長岡市（公営企業職員以外）	
1人当たり平均支給額（28年度） 1,485千円		1人当たり平均支給額（28年度） 1,362千円	
(28年度支給割合) 期末手当 2.60月分 勤勉手当 1.70月分 (1.45月分) (0.80月分)		(28年度支給割合) 期末手当 2.60月分 勤勉手当 1.70月分 (1.45月分) (0.80月分)	
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20%		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20%	

（注）（ ）内は、再任用職員に係る支給割合です。

イ 退職手当（29年4月1日現在）

長岡市（水道事業）			長岡市（公営企業職員以外）		
（支給率）	自己都合	勸奨・定年	（支給率）	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	20.445月分	25.55625月分	勤続20年	20.445月分	25.55625月分
勤続25年	29.145月分	34.5825月分	勤続25年	29.145月分	34.5825月分
勤続35年	41.325月分	49.59月分	勤続35年	41.325月分	49.59月分
最高限度額	49.59月分	49.59月分	最高限度額	49.59月分	49.59月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%～20%加算)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%～20%加算)	
1人当たり平均支給額	—	20,473千円	1人当たり平均支給額	4,886千円	20,616千円

（注）退職手当の1人当たり平均支給額は、28年度に退職した職員に支給された平均額です。

ウ 地域手当（29年4月1日現在）

長岡市は、支給していません。

エ 特殊勤務手当（29年4月1日現在）

特殊勤務手当は、21年10月1日以降廃止しました。

オ 時間外勤務手当

支給実績（28年度決算）	35,901千円
職員1人当たり平均支給年額（28年度決算）	345千円
支給実績（27年度決算）	35,261千円
職員1人当たり平均支給年額（27年度決算）	336千円

（注）1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含みます。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（〇年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含みます。

カ その他の手当 (29年4月1日現在)

手 当 名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (28年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (28年度決算)								
扶養手当	<ul style="list-style-type: none"> <li>扶養親族のある職員</li> <li>配偶者 月額13,000円</li> <li>配偶者以外の扶養親族 月額6,500円 (配偶者がいない場合は そのうち1人は月額11,000円)</li> <li>満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子1人につき月額5,000円加算</li> </ul>	同じ		16,391千円	215,664円								
住居手当	<ul style="list-style-type: none"> <li>借家や借間に住居し月額12,000円を超える家賃を支払っている職員</li> <li>負担している家賃額に応じて月額27,000円を超えない範囲内で支給</li> </ul>	同じ		4,971千円	292,412円								
通勤手当	<ul style="list-style-type: none"> <li>電車・バス等(公共交通機関)利用する職員に対し、負担している運賃の額に応じて月額55,000円を超えない範囲内で支給</li> <li>自動車等(交通用具)を使用する職員に対し、使用距離に応じて月額31,600円を超えない範囲内で支給</li> </ul>	同じ		7,758千円	79,163円								
給料の特別調整額 (管理職手当)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>主な役職</th> <th>支給額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>局長</td> <td>94,000円</td> </tr> <tr> <td>課長</td> <td>62,300円</td> </tr> <tr> <td>所長、センター長</td> <td>39,600円</td> </tr> </tbody> </table>	主な役職	支給額	局長	94,000円	課長	62,300円	所長、センター長	39,600円	同じ		5,203千円	650,400円
主な役職	支給額												
局長	94,000円												
課長	62,300円												
所長、センター長	39,600円												
寒冷地手当	<ul style="list-style-type: none"> <li>毎年11月から翌年3月までにおいて長岡市に在勤する職員</li> <li>世帯等の区分に応じて月額7,360～17,800円支給</li> </ul>	同じ		8,048千円	72,508円								
夜間勤務手当	<ul style="list-style-type: none"> <li>正規の勤務時間として深夜に勤務した職員</li> <li>勤務1時間当たりの支給額×0.25×勤務時間数</li> </ul>	同じ		0千円	0円								
管理職員 特別勤務手当	<ul style="list-style-type: none"> <li>管理監督の地位にある職員が臨時又は緊急の必要等により次の勤務をした場合に支給</li> <li>週休日又は休日等に勤務した場合、給料の特別調整額の区分に応じて1回につき5,000～12,000円支給</li> <li>週休日又は休日等以外の日の午前0時から午前5時までの間であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合、給料の特別調整額の区分に応じて1回につき2,500～6,000円支給</li> </ul>	同じ		0千円	0円								